

土地選定理由書(非代替性理由書)

◎ 第1種、第2種農地の転用審査に際しては、『申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地で事業の目的が達成することが出来る場合には、原則として許可できない』という法規定があり、位置的代替性の有無を審査する必要があります。

- (1) 候補地は複数選定し、必ず宅地等異種地目、第3種農地のいずれかを入れてください。
- (2) 自己所有地以外の土地も候補地に入れてください。

○ 申請地選定要件（転用目的を達成する上で必要な条件）

①	必要最小限の面積（ ）㎡を確保できること
②	道路に接しており車等の出入りが容易であること
③	
④	
⑤	

○ 候補地一覧 ※候補地には、必ず第2種農地、第3種農地、異種地目の土地のいずれかを入れてください

申請地	佐久市			登記地目	面積 (㎡)	農振農用地	農地区分	都市計画区域内	検討結果(申請地決定要件)					用地交渉	
	大字	字	番地						①	②	③	④	⑤		

○ 申請地の選定理由

○ 候補地位置図

別紙のとおり

例

土地選定理由書(非代替性理由書)

転用誘導順位	※農振農用地	●農業を振興すべき場所として佐久市が定めた地域内の農地
	※第1種農地	●10ha以上の一団農地内にある農地、又は、土地改良事業を実施した区域内の農地等 ※原則許可できない農地
	※第2種農地	●県庁・市役所(これらの支所含む)・JR駅から500m以内 ●第1種及び第3種以外の農地 等 ※周辺の他の土地で代替できる場合は、原則許可できない
	※第3種農地	●都市計画法に基づく用途地域内 ●県庁・市役所(これらの支所含む)・JR駅から300m以内 ●水管と下水道管が埋設されている道路に隣接し、かつ、500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設があること 等 ※原則許可できる農地

◎ 第1種、第2種農地の転用審査に際しては、『申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地で事業の目的が達成することが出来る場合には、原則として許可できない』という法規定があり、位置的代替性の有無を審査する必要があります。

- (1) 候補地は複数選定し、必ず宅地等異種地目、第3種農地のいずれかを入れてください。
- (2) 自己所有地以外の土地も候補地に入れてください。

○ 申請地選定要件 (転用目的を達成する上で必要な条件)

①	必要最小限の面積 (300) m ² を確保できること
②	道路に接しており車等の出入りが容易であること
③	実家と同じ集落内の土地であること
④	三角形などの不整形地、又は、傾斜地でないこと
⑤	農振農用地でないこと

○ 候補地一覧

	佐久市			登記地目	面積(m ²)	農振農用地	農地区分	都市計画区域内	検討結果(申請地決定要件)					用地交渉	
	大字	字	番地						①	②	③	④	⑤		
申請地	〇〇	△△	1	畑	333		第2種	無指定	○	○	○	○	○	○	
	〇〇	△△	2	宅地	150			無指定	×	○	○	○	○	○	所有地
	〇〇	△△	3	田	900	○	第1種	無指定	○	○	○	○	×	○	所有地
	〇〇	△△	4	畑	200		第3種	第1種住居地域	×	○	×	○	○	○	
	〇〇	△△	5	田	300		第2種	無指定	○	○	×	○	○	○	
	〇〇	△△	6	原野	300			無指定	○	×	○	×	○	○	
			以下余白												

○ 申請地の選定理由

上記候補地すべてを検討した結果、選定要件を満たす土地は申請地のみであり、他に代替する土地がないため、申請地として選定した。

○ 候補地位置図

別紙のとおり